

平成14年度第6回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

ラッセホール サンフラワーの間

平成14年11月25日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部企画調整局課長(技術企画担当))

公共事業等審査会（第6回）会議録

1 開 会

2 平成14年度第6回公共事業等審査会

(1) 事務局よりの報告事項

追加説明

1) 再開発事業について

事務局

再開発事業のうち、被災マンションの建てかえにつきまして2件、同じ箇所ですが、前々回の審査でいただきましたご意見を踏まえまして、一部評価調書を修正させていただきたいと思っておりますので、その点についてご説明させていただきます。

追加資料につきましては、「再開発事業」というインデックスをつけました資料の次のページをお願いしたいと思います。3番目の議案にありました六甲第5地区優良建築物等整備事業でございます。

修正しておりますのは、委員のお手元の資料にはアンダーラインを引かせていただいている箇所、評価視点の(1)必要性の欄の最後の方でございます。前面のスクリーンでは、黄色のマーカーをつけさせていただいております。前々回のご審議の折に、他の地区でこの制度を使って既に建てかえが終わっているのはどのぐらいの件数かという質問で、私、100件とお答えいたしました。正確には92地区でございますので、その数字を加えて必要性を強調したいということで、読み上げさせていただきますと、「また、既に被災マンションのうち92地区がこの制度を活用して建替えを完了しており、当地区においても早期に再建する必要がある。」の中で黄色の部分を追加記述させていただきたいということでございます。

もう一点は、これは委員のご意見にはございませんでしたけれども、一番下の再評価の結果の理由欄でございます。下の方、括弧書きで書かせていただいた分、これは上の方の「速やかに事業に着手するため、継続する」という理由の補足的な説明を書いておりますが、余りにも補足的過ぎるということで、できましたら調書としてはこの分を削除させていただきたいと考えております。

次のページをあけていただきまして、兵庫・長田第3地区につきましても、全く同じ理由、同じ箇所の修正でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

会 長

いずれも、もっともなといいますが、調書の訂正でございます。今の説明を加えまし

ても、別に事業継続という結論には変化がないと考えられますが、どうぞございましょうか。変更なしということによろしくございましょうか。では、そのように調書を訂正させていただきます。

2) 河川事業について

事務局

私の方から、2点、追加のご説明をさせていただきます。

まず第1点目は、先日の質疑の中で最後に、法華山谷川の費用便益比・B/CのB(便益)の中に間の川の内水被害分が入っているのかどうかというご質問がございました。これについてお答えいたします。結論から申し上げますと、内水による氾濫被害の軽減については、便益の算定には含まれていないということでございます。

ではどのように便益を算定したかということをご説明いたします。これは、この事業が採択されました平成5年当時にやられております。河川からの氾濫を内水ではなくて我々は外水と呼んでおりますが、法華山谷川の流下能力が低いために川からあふれるわけで、そのときの氾濫区域を、(OHPにて)ここでいいますと黄色いところと想定しております。この中の資産を算定して、洪水を防御する便益を計算しているわけです。

一方、間の川の内水地域は水色のところでございますが、地形的にはダブっていて、ダブっている部分に斜線を引いています。ただ、地形的にはダブっていますが、考え方は先ほど申し上げましたとおりでダブっておりません。河川事業は基本的に河川からの氾濫を防止するという事でB/CのBを計算しているということでございます。

それから2点目が、調書の修正でございます。お手元の追加資料、「河川整備事業」という付せんがついておりますが、そこに修正した後の調書をつけてございます。修正箇所は2点でございます。事業の目的と評価視点の必要性のところを修正しております。修正の考え方として、これまでの調書では、河川改修を行えば内水被害も含めて浸水被害を防止できるような表現になっておりましたが、先日もご説明いたしましたとおり、内水被害につきましては下水道と連携しないと被害がなくなるということございまして、河川からの氾濫と内水氾濫の防御という2つの視点を正確に書き分けております。調書を読み上げますと、必要性のところは、「河川からの氾濫を防止するとともに、下水道整備と連携して流域の内水被害を軽減するためにも、河川改修が必要である。」と正確に修正いたしました。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの修正につきまして、どなたかご質問はございませんでしょうか。・・・ございませんか。

これも、文言をよりはっきりさせたというような修正でございますので、事業継続妥

当という結論には影響ないと思いますが、そのままよろしゅうございますか。

それでは、これも結論そのものは変更なしで、いずれも事業継続ということにさせていただきます。

次に、先日の審査会、それからそれ以後に委員の皆さん方からいろいろな質問が寄せられました。それにつきまして、回答あるいは説明をしたいという各部局からの申し出がございます。参考資料をあけていただきましたら、委員から寄せられましたご質問が幾つか載っております。各担当部局の方でご説明をお願いいたします。

補足説明

1) 海岸事業について

会 長

最初に、海岸事業、尼崎西宮芦屋港の高潮の問題について、この前質問が出ておりましたので、ご回答をお願いします。

事務局

尼崎西宮芦屋港の質問としまして、高潮対策における計画潮位の考え方について説明をしていただきたいということでございます。

表紙をめくっていただきますと、補足資料ということで、計画高潮位の考え方についてまとめております。計画高潮位の算定の考え方ですが、朔望平均満潮位に計画偏差を加えた値を計画高潮位にしております。具体には、朔望平均満潮位がOP + 2.2m、それに計画偏差3mを加えて5.20という数字を使っております。それは尼崎地区でございますが、西宮の方に行きますと、少し計画偏差が小さくなりますので、2m70を加えて4m90という値を使っております。

朔望平均満潮位と申しますのは、昭和28年から38年の10年間の台風期、7月から10月の大阪港の天保山検潮所の朔望の日以降5日以内にあられる最高潮位、一番潮が高い時期の最高潮位を平均して出したものでございまして、これが2m20という数字でございます。それから、計画偏差と申しますのは、天文潮位に対して実際の高潮位が高くなりますので、その差が偏差という形になりますが、モデル台風として伊勢湾台風クラスの台風が室戸台風の経路を通過した場合に発生すると想定される偏差を計画偏差としておりまして、それが3mという数字でございます。

そういうことで、朔望平均満潮位に計画偏差を加えた値を計画高潮位にしているということでございまして、この値につきましては、尼崎西宮芦屋港の尼崎地区と、大阪府側に行きまして大阪港、それからその南の堺泉北港の一部までのエリア一帯が同じ5.20という数字を使って計画高潮位を設定しております。それから離れますと、西宮のように少しずつ計画偏差が小さくなって潮位が低くなっていく、そういう状況でございます。

それから、参考に、次のページに、既往の災害の状況を一覧表にして載せてござい

す。室戸台風、ジェーン台風、第二室戸台風という形で、被害の状況を示しております。ちなみに、最大偏差に対してそれぞれの台風での偏差値が幾らであったかは、表の右の方にご覧いただけますように、室戸台風 2 m92、ジェーン台風 2 m37、第二室戸台風 2 m22 ということで、3 mよりは低い値ですが、これが既往の最高の偏差値になっております。

そういうことで、計画高潮位については、このような考え方で設定をしているということでございます。

会 長

どうもありがとうございました。専門用語がいろいろ出てまいりまして、すぐには理解しにくいかもしれませんが、今のところ、室戸台風で 2 m92、それに 8 cm 足しただけのものが計画高潮位だということをご理解いただけるのではないかと思います。何かご質問はございますでしょうか。ございませんか。では、これはこれで了承したことにいたしまして、審議は後でさせていただきます。

2) 林道整備事業について

会 長

次に、神鍋蘇武線の林道整備につきましてご質問が出ております。

事務局

前回、事業地におきます林業従事者の推移、あるいは木材生産量の変移についてご質問がありましたので、お手元の資料をごらんいただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。

一つは、木材の生産量でございますが、全県と、この事業をいたします日高町の生産量をあらわしております。四角の部分が全県で、黒丸の部分が日高町でございます。日高町の森林面積は、全県の約 2 % を占めております。ここに書いてあります素材生産量と申しますのは、現場で一定の長さに切りそろえた丸太の量のことです。素材生産量は、全国的にその需要が減少しております。日高町につきましても、若干のばらつきはありますけれども、同じように減少傾向にあると申してよいかと思います。

林業賃労働者数につきましては、これも全県では減少傾向にあります。日高町に限って言えば、平成 7 年度以降はほぼ横ばいの状況であります。12 年度は、県全体で 1,485 名の従事者がおりますが、日高町はそのうち 53 名となっております。年齢構成ですが、60 歳以上が県全体あるいは日高町両方とも 60 % を占めております。高齢化が著しい産業であると言えようかと思います。

一番下の表につきましては、森林組合の作業班の人数でございます。この地域は、北但東部森林組合がエリアにしております。当地域は 1 市 5 町でありまして、この地域につきましても、平成 5 年度以降、人数は約 80 % に減少しているという状況であります。

なお、日高町の賃労働者 53 名のうち、この森林組合の作業員は約半数となっております。

以上で、私の方からの説明を終わらせていただきます。

会 長

ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんでしょうか。前回ご質問された委員がまだお見えになっていないようでございますが、ほかのことをごございませんでしょうか。それでは、これで林道整備につきましての追加説明を終わらせていただきます。

3) 農道整備事業について

会 長

次に、朝来町の佐のう地区の農道整備につきまして、追加説明をお願いします。

事務局

農道整備につきまして、ご説明申し上げます。

現況の交通量及び計画日交通量の内訳を説明してほしいということでございますが、お手元の資料につけさせていただきました。現況は、全体で 222 台、うち農業交通は 114 台、一般交通は 108 台、計画では、全体が 874 台、うち農業交通が 577 台、一般交通が 297 台であります。

続きまして、2点目の、計画日交通量が 1,000 台以下と非常に少ないことから、全延長を 2車線で整備するのではなく、1車線に待避所を設置する等、交通量に応じた計画に見直す必要があるのではないかとのご指摘でございます。ご案内のとおり、本農道は道路構造令に準拠しておりまして、それでいいますと、874 台というのは 3種4級の道路ということで、2車線道路に該当いたします。また、本地区は、国の補助事業であることや、地元受益者に同意を得た計画であることから、現行どおり進めていきたいと考えておりますが、ご指摘の意見も踏まえまして、計画の変更を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長

どうもありがとうございました。この計画交通量の算出根拠はどういうことでしょうか。例えば、一般交通が3倍ぐらいにはね上がるわけですね。普通の道路の場合でしたら、全体の枠組みの中から分割していったり計算したりしますが、こういうところはどのようにして計算するんですか。

事務局

前日も説明させていただきましたように道路上に各施設を設置するということがありまして、農産物でいえば 114 台が 577 台にふえますことは、集出荷場を設けてそこに持っていくといったことがふえることと、堆肥センターを設置して、そこに畜産農家から持っていったり、堆肥センターからそれぞれの田んぼに有機肥料を持っていくということで、交通量がふえております。

会 長

例えば、商品が、今6台のが52台、10倍近く上がるわけです。それから、一般交通も3倍近く上がります。これは堆肥センターと余り関係ないと思いますが、どういう根拠で計画交通量を出されたのか。

事務局

先ほど申しましたように集出荷施設に参る、あるいはスカイピラさのう等に農業体験実習で来られるお客さんがふえるということでございます。

委 員

前回ご説明があつて聞き逃したかもしれないんですが、この関連で、今おっしゃったスカイピラさのう、それから有機土づくりセンターの完成年月日について、何年時点と決まっているか、教えていただけますでしょうか。

事務局

有機土づくりセンターの予定でございますが、現在、土づくりセンターまでの道路は進んでおりませんので、有機土づくりセンターの建設は道路ができてからになります。現在、有機土づくりセンター予定地を選定し、平成14年度に基本計画を策定、15年度に実施計画、用地買収にかかり、16年度から着手する予定でございます。

それから、農林業体験実習館でございますが、平成5年6月にでき上がっております。

委 員

スカイピラさのうというのは、もうでき上がっているんですか。

事務局

でき上がっております。

委 員

現時点では、どういう形の利用状況か。つまり、恐らくそこに向かう方々がたくさんおられて、なおかつ今後ふえるということで交通量を予測なさったと推定するんですが、道路に関してこういう整備が極めて緊急を要する状況という点で、その根拠となるような何かございましたら、お願いします。

事務局

農業外交通、一般交通というのは、今言いましたスカイピラさのう、並びにこの近くで行われているパラグライダー等で来られるお客さんの台数を調査しました結果で、スカイピラさのう、ログハウス、キャンプ場、テニスコート、パターゴルフ場を含めて、平成11年度の実績で年間2万532人が来られております。108台の一般交通というのは、そういうお客さんでございます。

委 員

国庫補助事業として2車線という規格が認められたということですが、先ほど、見直して、場合によっては1車線を考えてもいいようなお話でした。その場合も、国庫補助としては同じ形で来るのですか。そうすると、予算等が違ってくるのではないかと思うんで

すが。

事務局

この地区、延長も長いし、事業費も多いということで、1期、2期、3期に分けて、現在まで1期工事と2期工事を国の方の採択を受けて実施しております。3期につきましては、今後のことでございますので、その時点で、ご指摘のようなことも踏まえまして、国の方あるいは地元にも同意を得ておりますから、地元の同意がとれるかどうかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

委員

同じところの繰り返しになるんですけども、こういう分析に精緻じゃないものから、非常に素朴に1時間当たり何台ぐらい通るのかなと考えてしまうと、さほど込み合っている状況がないので、やはり第3期を見直していただけますとむだなことは防げます。逆に、今、何とかしなくてはならないという問題が発生しているようでもないのに、最初少しご説明がありましたように、車線を全面的にふやすよりも待避路をおつくりになるというのは、確かによい選択ではないかという気がいたします。

委員

加えて素朴な疑問なんですけど、今、一般交通量の状況で108台という数字をご提示いただきまして、今あるスカイピラサのあのパラグライダーなりレジャーで訪れられる台数からというご説明でしたけれども、これは日曜か平日かでかなり変わってくると思います。年間平均の1日が108台ということなんですね。合計ですか。どうなんでしょうか。

事務局

108台というのは、9月の時点の実測値でございます。

委員

1日のということですね。

事務局

はい。

委員

1日の平均値が108台ですので、そうしましたら、ウィークデーと休日とでは差が出てくるかと思えます。日曜とか祭日は込むかもしれないけれども、平日は108台というのはどうかなという印象を抱いてしまったものですから、私も2車線要るのかという疑問が残るんです。一般的な市民も、やはりそのような疑問を抱くのではないのでしょうか。

事務局

ご指摘のこと、よく理解できますけれども、先ほどちょっと説明いたしましたように、現在、道路構造令では500台から1,500台の間は3種4級道路で2車線となっております、それに基づいて国の補助事業を受けた。ただ、確かにそういった視点がございまして、今、委員のご指摘のような点も含めて、今後は検討してまいりたいということをお先ほど申し述べたところでございます。

会 長

ほかにご覧いただけますでしょうか。現況、調査地点がどこなのか、例えば国道 429 号から入り込んでいるのか、計画農道の方から入り込んでいるのか、その辺のこともお聞きしたいところがございますけれども、時間の関係もでございます。ほかにご質問はございませんか。それでは、審議は次の議題のところをお願いしたいと思います。

4) 工業用水道事業について

会 長

次に、加古川の工業用水道につきまして、追加説明をお願いします。

事務局

加古川 1 期工業用水道改築事業についての補足説明をさせていただきます。

先日の説明の中で、水需要の過去の推移と今後の予測について若干ご説明不足があった点がございますので、本日ご説明させていただきます。

スクリーンに出ておりますような推移の表をつくらせていただきました。県企業庁工業用水道需要の推移を見ますと、高度成長の波に乗りまして、昭和 47 年度までは急激に需要が伸びております。その後、ごくわずかながら変動はあるものの、ほぼ安定的に需要が推移してまいりました。一方、加古川 1 期工業用水道の方は、昭和 41 年に供用開始いたしまして、昭和 45 年には計画の 20 万 t に対してほぼ満量の 19 万 5,000 t に達しております。その後、その数字を保っております、現在に至っております。

前回、委員から、重厚長大産業からのシフトや、あるいはバブル崩壊での景気低迷による工業用水道の需要の減少も見られるのではないですかというご意見をいただいたんですが、当工業用水道が供給しております明石から姫路にかけての地域では、阪神間に見られるような工場閉鎖や事業縮小などが顕著ではなく、むしろ、地価の安い分、他地域から当地域に移転があったり、あるいは最近ではコージェネの導入や上水道から工業用水への転換等も少数ながら見られることから、工業用水の契約水量も安定して推移しているというのが現状でございます。過去 10 年間を見ましても、平成 4 年から平成 13 年度まで、若干ですが、7,258 t の増量を見ております。

あるいは、特に加古川地域では、工業用水の循環利用という点からも回収率が非常に高く、既に節水利用も相当進んでいると考えられるのですが、全国平均から見ますと、当地区の回収率は 90% を超えております。

こういう表から見ましても、今後、マイナスになるような要素は余り見られないのではないかと、大きな減量につながる要因も見られないということで、便益の算定については現状の契約水量を仮定して計算に用いております。今後も、現状の推移を保ちながら、若干ですが、増量を見込みながら推移するであろうということで、この改築事業は意義あるものと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

会 長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明あるいはこの前の会議でのご説明を含めまして、どなたかご質問はございませんでしょうか。

委 員

工業用水の石綿管は非常に漏水が多いので、PIP工法によるというご説明で、管の直径を少し小さくして中に押し込めるということでした。それは、漏水がなくなるので、管径が小さくなくても実質的に給水量は変わらない、そういうことと考えていいのでしょうか。

事務局

それもあるんですが、実は石綿管というのは、非常に内面が粗いといいますが、一般にいう粗度係数が高くなっております。それに比べまして、今回のFRPMというのは、管の粗度係数が非常に小さくなりまして、要するに水を通す抵抗が非常に小さくなりますので、そういうことから送水については変わらないということで、こういう工法をとっております。

会 長

ほかにご覧いませんか。では、これも審査は後ほどさせていただきます。

5) 尼崎の森について

会 長

最後に、尼崎の森について、ご説明をお願いいたします。

事務局

どうぞよろしくをお願いいたします。

前回の審査会で、環境につきまして、知見等が変わったときに適宜柔軟に対応していけるようなことをうたったらどうかというご意見、ご指摘がございました。それを受けまして、今回、評価調書に文言を追加いたしておりますので、ご説明させていただきたいと思っております。

前のスクリーンにも映しておりますが、お手元の参考資料の最後に尼崎の森の評価調書がございます。その土世 - 3ページでございます。上から3段目の環境適合性のところでございますが、その中に文言を追加しております。アンダーラインを引いておりますが、「本事業は長期間にわたることから、事業実施に際しては、自然環境の創出等にかかる最新の知見を収集し、環境面や利用面において柔軟に対応しながら整備を進め、森構想の推進に資するよう取り組んでいく。」という文言を今回追加させていただいております。

以上でございます。

委 員

結局、調書の訂正という形でございますか。

事務局

調書の追加という形にさせていただいております。

会長

ご質問はございますでしょうか。

委員

すぐにお答えいただくのは無理かもしれないんですが、今ご指摘くださった同じページの一番上に、有効性というところがございますね。そこで費用対効果を計算してくださっているんですが、この根拠として考慮された事柄とか数値について、現時点でわかる範囲で結構ですので、お教えいただけませんかでしょうか。

事務局

費用便益 B / C の便益の中に入れておりますのは、一つは直接利用価値、いわゆる旅行費用法という形で積算しておりますが、何人の方がその緑地に行かれるのか、その費用でもって価値を出しております。もう一つは、間接利用価値というものをしております。間接利用価値といいますのは、当然緑地の中には木を植えていくわけですが、この CO₂ とか NO₂ の吸収効果というものを、代替法によりまして、お金に換算して費用を積み上げております。先ほどの直接利用価値のところでは、もう一つ、今回プールをつくりますので、プールの年間の推定使用料金も入れております。これらを便益という形で B の中に入れております。

それと、C の費用でございますが、緑地を整備するわけでございますので整備費用と、それを今後維持管理していくということで維持管理費用、これを費用の中に入れております。これは一応 50 年間という形で考えておりまして、それを計算する中で社会的割引率も考慮して B / C を算出するというやり方をさせていただいております。

会長

概算で結構ですが、金額はわかりますでしょうか。

委員

それにあわせて、何人が緑地へ行くかとおっしゃいましたので、何人ぐらいを想定なさったかも教えていただけますでしょうか。

事務局

まず、推定の数でございまして、結論から言いますと、年間約 85 万人の方が当緑地を利用するというところで試算をしております。これにつきましては、実は建設省の方でこういう緑地につきましての実態調査をしております、その調査の中に平均 1 日の利用者数というものがございまして、そういうものをこの面積に掛けることによってこの緑地を年間どのぐらいの方が利用するかを推計しております、結果的には今言いましたように約 85 万人の方が利用するだろうという形の試算をしております。

それから、緑地の関係の B / C の数値でございますが、一応 50 年間という形で試算しております、緑地の直接利用価値としては 442 億 6,000 万円を見込んでおります。プ

ールの方の直接利用価値といたしましては、50億円を考えております。それと、緑地の間接利用価値につきましては、1,604億円ぐらいを見込んでおります。それに対しまして、コスト、整備費用でございますが、391億円、約400億円を見込んでおります。これが50年間のものでございますので、今の時点でどうかということで、社会的割引率という形で逆算していくんですが、それは4%で還元をしております、結論的には1.2という数字が出てくるという形になっております。

委員

私、人数にちょっとひっかかったのでお尋ねするんですが、想定なさっている面積は、最終的な計画完了の面積に対して年間85万人というように費用対効果を計算なさっていると考えるとよろしいわけですか。

事務局（柏原課長）

そうです。約29haの緑地ができるということで、それに対して計算をしております。

委員

それで、1日平均2,300人程度が毎日何らかの形で利用するというふうに。これは物すごく単純に計算をしてですよ。

事務局

データからいきますと、休日と平日がございますので、休日が約5,000人、平日が約3,000人、これが全国の都市公園の利用実態調査でございます。これに相当するような公園であれば、年間このぐらいの方が利用されているというデータがございまして、それに基づいて現在試算をしております。

委員

尼崎市の総人口が現時点において約46万人というデータをいただいておりますので、もちろんその周辺地区も含めてですけれども、そういうことをもとに想定なさっていることですね。

事務局

そうです。

委員

総事業費が相当大きいんですが、そのうち都市公園分の用地が270億円ということで、これにつきましては、既存の関係会社等の必要でなくなってきた土地を有効利用しようとするということかと思えます。ただ、全体の経費が大きいだけに、今後、他地区で見られるように、土地は確保したんだけど、後の継続的な費用が出なくなったとか、そういうことを心配するものですから、それについてお聞きします。

もう一点は、前回、委員からのご質問で、この公園のあり方が、エコシステムとして独立性があるといいですか、ほかとの関連が薄い、箱庭的という表現をされておりました。現在の流れとしましては、そういうポイントよりも緑地とか生態系に関してはネットワークの重要性がかなり指摘されてきておまして、そのような流れの中で、こういう大きなプ

プロジェクトの位置づけをどのように考えておられるのかお尋ねします。

それと、先ほどの今後の経済的な問題と関連しまして、いろいろな委員会等でご議論されているということなんですが、経済的な面からの専門家のご意見等がどのように生かされているのか、そのあたりを教えていただければと思います。

事務局

まず最初に、拠点地区の森でございますが、前面のスクリーンに挙げております中央部のところの、いわゆる大きなグリーンでございまして、

確かに前回の審査会の中でもご意見がありました。この21世紀の森構想というのは国道43号以南1,000haを対象にしまして、当然のことながらこの拠点の森の緑地であれば完結できるものではございません。その中でやはり緑のネットワークというものがあろうかと考えております。

大きなグリーンで3ヵ所丸を入れておりますが、これは構想の中でも先導整備地区という形で、いわゆるコア・ハビタットといいます。コアの緑地でございます。真ん中が拠点地区、右側がフェニックスの事業用地、左側が丸島の地区でございます。内陸部におきましては、小さな緑の丸がございます。これは、どちらかといえば、今後、地区公園的に、いわゆるサブ・ハビタットという言い方をしているんですが、サブ的な緑地をつくっていく。また、それをネットワークするような緑道も今後随時やっていく必要があるのではないかと考えております。

その中で、今回の拠点地区の緑地につきましては、この森構想を先導するパイロットプロジェクトという形で位置づけをしております。今後、地域全体の緑化につきましては、前回にもご説明をさせていただいたんですが、森づくり協議会をつくることによりまして、地域の方々の参画と協働の中で緑地整備を進めていきたいと考えております。

確かに、この1ヵ所だけ見ますと非常に大きな緑地でございますが、全体的な臨海地域の緑のネットワークを形成していく、そのパイロットプロジェクトという位置づけをさせていただいているということでございます。

それから、2点目の経済的な観点からの検討につきましては、もともと震災後に企業用地を取得いたしまして、当初、住宅系の開発を考えていたわけですが、21世紀、いわゆる環境の世紀を迎える中で、臨海部については、過去の負の遺産といいますか、公害面を環境の観点で見直すことによりまして地域のまちづくりをしていこうという形で考えております。経済的なものというのは特にほかの委員会で検討はしていないんですが、こういう構想の中で事業を進めていこうということで今回提案させていただいているという状況でございます。

委員

そうしますと、土地は既に確保されているのでしょうか。

事務局

土地につきましては、震災後に県の土地開発公社の方で既に取得はしております。し

たがいまして、現在、公有地といえますか、開発公社用地の形になっております。

委員

この中での用地分、270億円、150億円につきましては、もう執行済みと理解してよろしいのでしょうか。

事務局

評価調書の1ページ目に事業種目がございまして、その右欄のところ全体事業費と用地・施設費という形で書いております。この用地につきましては、先ほど言いましたように開発公社が現在取得してございまして、これは当然公園という形で県の一般財源になってきますので、公社の方から買い戻しをし、それでもちまして公共用地に切りかえていくということでございます。

委員

私は県民として、壮大な計画で非常に結構だとは思っているんですけども、まだB/Cのことがよくわからないので、ちょっと教えていただきたいんです。先ほどご説明のときに、いわゆる緑地としての便益が50年間で1,600億円とおっしゃいましたか、かなり大きく見積もってくださっています。とすると、自然林というか、自然の緑地はこれよりももっと効果があるだろうと思えますから、そういうことになると、我々の周りの山というのはこれで掛けると物すごい便益が出てくることになるんですけども、何かここだけ特別に高いという計算なんですか。それとも、自然林を含めて全部、このように緑の効果、便益みたいなものを計算していいのかということをお教えいただきたい。これだったら、いろんな自然を開発することをやめとけという、非常に強い主張につながってくると思うんですけども、いかがなものでしょうか。

事務局

確かに緑地の間接利用価値という形でご説明させていただいたんですが、この中には緑地特有の性格を入れております。といいますのは、一つは、ここは避難地という効果も間接利用価値の中に入れております。間接利用価値の中身といたしましては、CO₂とかNO₂、SO₂などの吸収効果もあるわけですが、それとともに、臨海部におきまして、今後、拠点地区のにぎわいゾーンとしてとか、いろんなものをやっていきますので、例えばこれからの災害時におきます避難地という機能もこの緑地の中にお金に換算しまして挙げてございまして、それが相当大きな数値になっております。

事務局

森林の機能についてご説明申し上げます。兵庫県の森林面積は、民有林、国有林を合わせまして57万ha弱でございます。林野庁が出しております森林の評価というものがあるわけですが、それを兵庫県の森林面積で案分いたしますと、森林の公益的機能、例えば洪水の防止でありますとか大気浄化、あるいは土砂の崩壊防止、こういったものが1兆4,000億円になるというふうに兵庫県の森林の機能が評価されることとなります。

委員

ちょっと戻す形になりますが、先ほどの事業費の内訳で、用地買収について、既に県としては取得と考えていいのか、要するに公社から買い戻すコストが用地として 270 億円ということですね。これは、いわゆる一般人感覚からすると、持ち主は同じじゃないの、何でコストが要るのと思う部分もあるので、そのところの理屈はわかるんですけども、システムとして、公社の方から改めてこの事業として購入なざる形にするということだということの確認が一点です。

それと、その際の土地価格に関しましては、今、公示地価も含めてどんどん下がっているわけですね。1990 年代までは土地は上がるものとしてすべての計画は立てられていたわけですけども、この事業計画の中では、はっきり言って今後はもう下がる、ほとんど上がることはないという見通しを立ててもいいような状況だと思うんですが、土地取得価格に関してはどういう想定をなさっているか、教えていただけますか。

事務局

一つは、土地開発公社というのは、こういう公共事業をするに当たって、先行的に事業者にかわって用地を買収しまして、資金面の先行的負担とか用地買収する人員面とか、そういったことを代行することを前提としてつくった組織でございますので、事業者が改めて買い戻ししないと公社が存在できないという事業システムになっております。もともとそのためにつくった公社なんです。ですから、これ自体は決して我々の事業手法としてはおかしいものではないということ、まずご理解いただきたいと思えます。

悪く言えば、塩漬け土地とかとよく言われていますが、あれは一つの行き過ぎた形で、我々は塩漬けは一つもやっておりません。ということは、言いかえたら、公社はもともと将来の事業を見込んで土地を抱えて、事業者がそれを買って初めて公社の経営が成り立つという、公有地拡大法という法律があるんですが、それに基づいてつくったのが公社です。

それと、用地の単価ですが、これはまさにおっしゃったことが出てきております。というのは、もともとこれをなぜ開発公社で買ったかというのは、ある段階で一挙に土地を買っておく必要があったわけなんです。この場合、震災直後の遊休地がかなりあるところで、一つの震災復興というコンセプトの中で、当時は復興を兼ねた住宅開発を地元からもそういう声があってやったんですが、やはりもう少し自然回帰的なことをやっていたということで、森構想に切りかえました。いずれにいたしましても、ばらばらに土地を買える状況にはなく、乱開発等別な開発が出てきますので、一挙に土地を買う必要があって、開発公社が資金代行的なことをしたということです。

バブルのときは、右肩上がりでしたので、開発公社が先行取得しましても、時価で買って買い戻すときに開発公社にとっては負担がなかったんですが、今、地価が下がっていますので、まさに今先生がおっしゃったことが現実に起こっております。我々としては、買い戻すときには、時価で買うのが原則なんですけれども、公社の簿価がありますので、その簿価との差額をどれだけ埋めて、補助事業となれば公共事業でどこまで見られるかと

いう実は悩みを抱えております。時価で買うという前提の中で、簿価との差額を場合によっては県の単費で埋め合わせる必要が出てくる可能性が出てきております。

これは、誤った選択であったかどうかという議論はあるんですけども、我々としては当時、やむを得ない選択をしたと思っていますし、デフレ傾向というのは全然予測できませんでしたので、こういったことで対応せざるを得ないというのが現実でございます。これから、こういう大規模な用地先行取得をやる場合、そのときそのとき意思決定には非常に慎重なものが必要であるということは考えておりますが、この事業に関しては、現実は今先生がおっしゃった問題に直面することは間違いございません。

委員

ちょっと確認させていただきただけで、よく状況も理解できておりますので、その辺のところは明らかにお示しいただきながら県民の理解を仰ぐ形でお進めいただければ、それは状況の変化ということで仕方がないと思います。

それとあわせて、用地取得についてはそういった形になるのはある意味でやむを得ない、当然のことと思うんですが、であるとすれば、施設設計等のときに、できるだけその時点でのベストの選択ができるような文言を織り込んでいただきますように。ですから、これは百年の計ですので、現時点の選択が必ずしもベストでないということはこの事例でもわかりますから、設備等の量的推計、B / Cも随時見直し、数値が変化したときにはためらわず新たな選択をしていただけるような姿勢をぜひ計画の中に入れていただけると、県民としたらありがたいなということです。

事務局

そういう意味で、今回、評価調書の中の文言をちょっと追加させていただきました。最新の知見を収集して環境面や利用面において柔軟に対応しながら整備を進めていくという形で、固定化するのではなくて、いわゆる社会状況も踏まえながら、今後、計画等の立案、整備等をやっていききたいという意味の文言を、今回評価調書の中に新たに追加させていただいたということでございます。

委員

その点で申し上げますと、環境適合性でこういう文言を入れていただいたことはまことにありがたいと思っていますので、あわせて、有効性、効率性の点においても、技術革新の効果なり変化が及ぶ部分ですし、ほかの項目、特に(5)の優先性についても、諸般の事情の変化というのは100年の中で必ず起こってまいりますから、すべて入れればいいというものじゃありませんけれども、少しご考慮いただくとありがたいと思います。

委員

県としては、一大ビッグプロジェクトということで、ぜひとも成功していただかないといけなわけです。そういう意味で今後の経費の捻出等をお聞きしたわけですが、こういう用地並びに施設それぞれ、大きな額でございまして、公社へ支払っていくというのは、定期的に一定額ずつ返却していくというのか、購入していくというのか、その配分はどうい

う形で進められるのかお聞きできればと思います。

もう一点は、ネットワークの話をしたしましたが、この中でのネットワークというよりも、前回の委員のご指摘にありましたのも、結局、周辺との関連性というか、どのように一体化していくかということでした。現在の流れとして、こういうビッグプロジェクトも非常に大事で、尼崎にとっても目玉になってくる事業なんですけれども、一方でビッグプロジェクトがどんどん失敗をして負の遺産をつくってきたという現実もございます。そういう背景の中で、できるだけ小さく、分散型でこれからの事業はあるべきではないかという指摘もあろうかと思います。

今回の事業とも関連して、尼崎にとりましては、例えば水路、河川の整備をもっとやり、街路樹とか、非常に緑の少ないあのまちで、どんどんそういう点での環境整備を進めていくこととの相互比較が非常に重要かと思えますし、いずれが市民にとっていいのかということは十分ご議論されたかと思えますけれども、今後の計画自身の中では、ぜひともそういう経済的な視点で議論される専門家の方々を委員会に入れられまして、財政面からのご検討を繰り返しながらこの計画を進めていくことが非常に大事ではないかと考えておりますので、その2点、お考えがございましたらお願いいたします。

事務局

まず最初の予算の執行の件でございますが、先ほどご説明いたしましたように開発公社から買い戻していくというやり方をしていきまして、この事業につきましては、都市公園事業とか港湾環境整備事業、いわゆる公共事業で予算を執行していくという考え方をしております。そういう意味で、これから毎年、それぞれの事業によりまして予算がついてまいります。したがって、開発公社からの買い戻しにつきましては、その予算の中で必要額に応じて順次買い戻していくというやり方をしていきます。現在考えておりますのは、平成27年を一つの全体の緑地の完成目途としているわけですが、その中で各年度の予算に応じて開発公社の方から用地を買い戻していくというやり方で予算の執行をしていきたいと考えております。

それから、2点目は、全体的な経済性の視点から、いわゆる一極集中でやるのか、分散型でやるのかという、非常に難しいご質問だと思うんですが、我々としたしましては、この臨海部の再生につきまして、昨年、懇話会という形で、市民の方も参画する中で森構想というものをつくらせていただきました。そして、この地区を環境共生型のまちにしていくためにどのような取り組みをすればいいのかという議論の中で、この拠点地区につきましては、先行的、核的な森をつくるのが望ましいのではないかという結論を得て、今回、それに向けての事業化という形で提案させていただいております。その中で、今ご意見にございましたように、当然、ここだけの緑化だけではなくて、水路の改修もしくは道路の緑化もやっていく中で地域全体の環境に向けたまちづくりをしていこうとしておりますので、それにつきましては今後検討させていただきたいと考えております。

会 長

大分時間がたってまいりましたが、ほかにご質問、ご意見等はございませんでしょうか。ないようでしたら、追加説明をここで終わらせていただきまして、議案に入っていきたいと思います。

(2) 議案 1 新規事業評価に係る審議案件(尼崎の森中央緑地整備事業)の審査
1) 都市公園事業 港湾環境整備事業について

会 長

議案は、第1番目は新規事業に係る審議案件、つまり尼崎の森についてと、議案2は再評価に係る審議案件になっておりますが、続けてやっていきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

では、この審査会では、事業の評価に当たりましては、今日訂正というか補正もございましたが、県が作成しました調書を中心にいたしまして、調書に挙がっております必要性、有効性、効率性、環境適合性あるいは優先性の観点から委員の皆さん方のご意見を伺うことになっております。

まず、議案1に上がっております尼崎の森中央緑地整備事業につきまして、審査に入りたいと思います。委員の皆さん方からご意見を伺います。原案は着手と出ております。これにつきましては、今日も含めまして幾つかのご意見をいただいております。そのご意見につきましては、文案にして答申書の中に込めていきたいと思っております。周辺、もっと大きくいいましたらベイエリア全体、あるいは日本全体ぐらいから緑化を考えてほしいとか、非常に長期にわたる事業であるので、選択枝の自由度を考えておいてほしいとか、子供のための遊び場が必要ではないかというようなご意見をいただいております。

委 員

前にご説明いただいたことと今日のお話と合わせて、杞憂の領域に属するんですが、補助金が3分の1、国から来るというご説明を承っているんですが、万が一補助金が何らかの事情で停止した場合、この事業の継続なり展開について、県の方はどのように。その時点になったら考えたらいいことであると思うんですけども、それをちょっとお聞かせ願いたいのが一点です。

それから、今後何年かにわたって590億円ですか、物すごい金額だと思うんですが、大体どれぐらいの予算配分を想定なさっているのか、もし今の時点でお決まりであれば教えていただきたいんですが。

会 長

前の問題は、尼崎の森だけではなくて、補助事業全部に係るかもしれません。それから、590億円というのは、かなりの金額ですので、年度別に、きっちりした数字でなくても、大体半分ぐらいが1年目にとか、そういう形で結構でございます。

事務局

単純に言いますと、一応 15 年で割ると年間約 42 億円という数字になります。確かにこれはこれからの動向でということになってくるんですが、前回ご説明させていただいたように、一つはこれは国の都市再生プロジェクトに認定されているということでございます。都市再生プロジェクトにつきましては、別枠で都市再生プロジェクト推進費等もございます。これにつきましては、今後継続的にできるかどうかの議論はあるんですが、我々としたしましては、この事業そのものが国土の都市再生の中で必要だという形で国の都市再生本部の方で指定といいますか、認知されておりまして、そういう意味からしますと、これぐらいの費用につきましてはそれぞれ確保できるのではないかと現時点では考えております。

ただ、先ほどご質問がありましたように、例えば補助がなくなったらどうなるのかということになるんですが、一応用地につきましては3分の1、施設は2分の1という補助メニューになっております。その中で、我々地方自治体としたしましては、当然補助をいただいて事業をしていくという財源的な観点もございまして、このような事業が今後とも継続されるように、現時点では要望していくといいますが、協議を進めていくということではなかろうかと考えております。

委員

聞き違いかもしれないので質問させていただきたいんですが、先ほど費用対効果 B / C のところで、C の方、整備費用、維持管理費用は 50 年間の数字を挙げていただいたように思います。これは約 391 億円ということで、1 年間に割ったら、単純計算で 7 億というすごい管理費用がかかる。それが正しいのかどうかかわからないんですが、この公園の維持をするための 7 億の内訳、こういったものに費やされるのか、ざっとで結構ですので、教えていただければと思うんですが。

事務局

ポイント、ポイントで説明しておりますので、少しわかりにくいかと思いますが、一応我々の試算上では、維持管理費につきましては年間 6,000 万円ぐらいではないかと考えております。これは、過去、平米当たりどれぐらいの管理費であるかという形の数値がございまして、それに面積を掛けますと、維持管理費につきましては年間 6,000 万円ぐらい、これが実態と合うかどうかということはあるんですが、一応そういう形で試算をしております。

委員

それは、プール並びに港湾と緑地の管理、大きく分けてこの 3 項目のということによるのでしょうか。

といいますのは、参加型の森づくりということで市民活動を非常にうたっておられるので、この審査会でも、例えば武庫川ダムの際に、NPO の方たちが非常に頑張っておられまして、桜守の会でしたか、希少種などを守る自然を愛するの方々の活動がありました

ので、非営利でやっておられる方に丸投げするのはよくないと思うんですが、本当に市民活動が盛んになるのであれば、緑地の管理というところでどのようにそれをとらえておられるのかということをお伺いしたいんですが。

事務局

今のご質問の中で、管理費の 6,000 万円というのは、緑地だけでございます。プールは入っておりません。

それと、管理につきましては、今、委員からお話がありましたように、今後の議論になってくると思うんですが、我々としても、できるだけNPOとか市民の方々の参画によりましてこういう緑地も管理できるようなシステムができればいいのではなからうかと考えております。ことし8月に森づくり協議会をつくったんですが、この中では、こういう緑地に対する例えば管理とか、そういうものが市民の参画でいけるかどうかということも踏まえて、これから検討していきたいと考えております。

我々の理念といいますか、考えといたしましては、これ全部は無理といたしましても、部分的に、例えば市民の森といったところについては市民の方々の積極的な参画によりまして維持管理してもらおうとか、当然それに要する費用の幾らかを補てんすることはあると思いますが、できるだけそういう方向も踏まえて今後検討を進めていきたいというふうには考えております。

会 長

先ほどご質問がございました、もし補助金が出なかったらどうなるか。うろ覚えなので申しわけないんですが、この審査会ができてから、たしか1件だけ、補助金が出ないから棚上げになったものがあったように記憶しております。新規事業でしたら、そういうことも選択肢の中にあるだろうと思います。補助金が出なかったら結局できないというものもあると思います。今の例は、ちょっと記憶が怪しいんですけども。

委 員

補助金については別にあれなんですけど、今お答えになられた維持管理費で年間幾らという中でのNPOのことについて、ちょっと申し上げたいと思います。逆に言えば、私個人としたら、それこそ雇用創出、新規事業創出になってまいりますので、そういう事業を介して県民の雇用機会ができるなら、それはB/Cのところでも高く算出なさってもよいと思うんです。やたらそこのところばかり切り下げて、安上がりで、お手軽なボランティアでということをお考えいただくよりも、むしろ正当な報酬をこういうところに払う。県民としたら税金がそういう形で支出されるのは、私であれば決してよくないことではない、むしろいいことだと思いますので、そういう視点もあるのではないかという気がいたします。継続的な緑に関する雇用ということであれば。

会 長

大変ありがとうございます。

では、審査の結論にいきたいと思いますが、尼崎の森中央緑地整備事業につきまして、

原案どおり着手可ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、そのように答申させていただきます。

(3) 議案 2 再評価に係る審議案件(港湾、海岸、ほ場整備、林道整備、農道整備、工業用水道事業)の審査

1) 港湾、海岸事業(4件)の審査

- ・ 審議番号 7 港湾事業 改修(地方)事業 明石港西外港地区
- ・ 審議番号 8 港湾事業 改修(地方)事業 津名港塩田地区

会 長

案件番号7番、明石港西外港地区と案件番号8番、津名港塩田地区、説明を省略していただいた事業がございます。この事業につきまして、何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。いずれも、進捗率がおよそ80%になっております。あとわずかの期間で完成できるという事業でございます。今ストップというわけにもいかないと思いますし、これは事業継続ということによろしゅうございますでしょうか。

委 員

質問ということでしたので。明石の港湾事業で、ノリ工場の移設ということですが、跡地の利用に関してはどういう計画を立てておられるのか、少しご説明いただければと思うんですが。

事務局

図に示しておりますように、緑色で塗られているところがノリ加工場になっていますが、それを新しい埋立地の黄色い部分に移設をしたいと考えております。跡地については、まだこの部分は防潮堤のない箇所でございます。海岸事業で防潮堤を整備したい。さらには、若干の空地ができますので、そういったところについては、埠頭用地といえますか、漁具の置き場であるとか、漁具倉庫であるとか、そういった関係の土地利用を図っていこうと考えております。

委 員

現在の工場の部分が今後の町並みづくりと関連して非常に重要であろうということで、そのあたりの計画をお聞きしたかったんですが。

事務局

この間はいわゆる海岸堤防が整備をされていないところがございますので、そこを防

潮堤敷として使うのと、今申しましたように、漁具置き場のような漁業施設用地が不足しておりますので、そういった利用をする。それから、そればかりではなく、例えばまちづくりの観点からもう少し公共的な利用を図りたいという声が地元から上がってくるかもしれないので、それはその際に、地元の意見も十分聞きながら土地利用を決めていきたいと思っております。基本的には、防潮堤をまずつくりたいというのが我々の意向でございます。

会 長

港 - 6 にノリ加工場のところの写真が載っております、道幅が必ずしも広いとは言えない状態ですので、私の個人的な考えとしたら、むしろこれはあけておいた方がいいんじゃないか、そんな気もしますが、いろいろ地元の方の要望もあると思います。

ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。では、特にないようですから、7番及び8番の港湾事業に関しまして、継続可ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ・ 審議番号 9 海岸事業 高潮対策事業 坂越港海岸
- ・ 審議番号 10 海岸事業 高潮対策事業 尼崎西宮芦屋港海岸

会 長

案件番号9番の坂越港海岸の高潮対策事業、同じく高潮対策事業で案件番号10番の尼崎西宮芦屋港、これもいずれも約80%の進捗で、説明を省略していただいた分がございません。どなたかご意見、追加の質問等がございますでしょうか。

委 員

高潮対策の港 - 21 で、高潮が来たら赤いところまで被害が及ぶと私は読んだんですが、私の知っている奥藤さんのところなんかはるか通り越して、山が迫ったあの一番狭いところまで高潮が上がるというんですけれども、過去にこんなすごい高潮の例があったんでしょうか。奥藤さんは明治以前の建物ですけれども、余り被害を受けているように思わないので、せっかくですから教えてください。

事務局

図の描き方ですが、防潮堤がなかった場合、台風期の潮位まで水位が上がったときに高さ的にここまで浸水するであろうと、そのエリアを色塗りしているわけでございます。過去にここまで被害があったかというのは確認しておりませんので、定かではございませんけれども、想定している範囲はそういうことで、潮位がそこまで上がればここまで浸水されるということでかいてございます。

委 員

多分、先ほどの尼崎のときの水位の計算値が少し変わってこのようになっているのだらうと思いますけれども、坂越の形というのは、高潮のときには被害の出やすい形なんだろうね、きっと。わかりました。

会 長

ほかにございませんでしょうか。では、いずれも、事業継続ということでよろしゅうございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

2) ほ場整備事業(2件)の審査

- ・ 審議番号 11 県営ほ場整備事業(印南地区)
- ・ 審議番号 12 県営ほ場整備事業(照来地区)

会 長

続いて、ほ場整備事業、案件番号11番、案件番号12番について、一緒にご意見を伺いたいと思います。これも、印南地区が96%、照来地区が85%ということでございます。両事業、継続ということでよろしゅうございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、両方とも、事業継続妥当ということで答申したいと思います。

3) 林道整備事業(1件)の審査

- ・ 審議番号 13 県単独林道整備事業 特別助成(神鍋蘇武線)

会 長

案件番号13番、今日追加説明がございました神鍋蘇武線の林道整備、林業の振興との関連とかいろいろございますが、これも70%近く進行しております。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。あるいは、こういうことをコメントとしてつけておくべきだということはございませんでしょうか。

委 員

今日のご説明にもあったんですけども、今後のことについてどのように県の方ではお考えになっているのかを知りたいんですが。従業者の高齢化が相当進んでいて、労働者は横ばい状態というご説明があったわけです。林道整備によって、この状況について何らかの打開策とまでいかなくても、展望としてより合理化の実現へのワンステップになると

というのが必要性のところのご説明だと思います。その点についてもう少し、高齢者が容易に事業に従事しやすくなるというふうにお考えなのか、便利になるので後継者がより入ってくるだろうとか、その辺のところは推測の域になるんですが、何かコメントがあれば、ちょっとお教えいただきたいと思います。

事務局

林道がつくことによりまして、林業労働力の広域流動化が図れます。あるいは、高性能機械の導入、また林業労働者の徒歩の通勤時間が減る、こういったことが期待されるわけでありまして。

ちなみに、この地域につきましては、今後約 10 年間で、50ha ぐらいの森林の伐採がありますとか、さらに間伐が予測されております。ざっとはじいてみますと、林道がない場合に 5,500 人ぐらいの人数がかかるであろうということが予測されるわけですが、林道がつくことによりまして 3,000 人ぐらいになるだろうと。これは人だけでございます。そのほかに、それに伴う自動車の通行、あるいは木材の搬出に伴う自動車の通行も期待されるわけでありまして、そういった労働条件、あるいは通行の利便性が向上することによりまして、山林労務についていただく方の減少に歯どめがかかろうかというように期待できます。

また、高齢労働者の対策といたしましては、月給制の労働者確保といった問題にも取り組んでおります。

委員

参考までに、今、林業労働者の広域流動化というお言葉があったんですが、県の方では、林業も一つの公共事業と言っていいかどうかわかりませんが、主要な事業の一つだと考えられますので、労働者の広域流動化と林業整備に関して何かご計画か構想がおりなのか、お教えいただけますか。

事務局

この林道は、前のご説明申し上げましたが、広域の基幹林道とつながるようなルート設定になっております。この地区につきましては北但東部森林組合がエリアとしておりますが、隣の村岡町側に入りますと北但西部森林組合、そういったところが交互に労働力を融通し合えるという意味での流動化でございます。

会長

ただいまの治山課からの説明も含めまして、何かほかにご意見はございませんでしょうか。これも、かなりの進捗を見ておりますし、原案どおり事業継続妥当ということによるしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

4) 農道整備事業(1件)の審査

- ・ 審議番号 14 一般農道整備事業 (佐のう地区)

会 長

続きまして、今日追加説明がございました農道整備、案件番号14番の佐のう地区につきまして、ご審議をお願いいたします。確かに、通行量が少ないといいますが、それほどの効果があるのかという疑問がございますし、その辺も含めまして、ご意見はございますでしょうか。

今日、事務局から説明がございましたが、このままの計画ではちょっと難しい、もう一度検討し直して、もしできれば1車線というか、1.5車線というか、1.75車線というか、とにかくもう少し本当に通る台数に見合った幅に縮小することも含めて第3期工事に入りたいということがございます。

委 員

幸いなことに、赤丸のついているところが既施工区間に位置していますので、今、会長がおっしゃったような形で、一部縮小とか合理的な解決方法があったら、そのようにしてくださるような事務局のお話でありましたし、私はそういう意味での附帯意見をつけて賛成したいと思います。

会 長

工事は1期、2期が進んでいることでもありますし、今ご意見がございましたように、県側にとっては厳しいかもしれませんが、コメントといたしましては計画に検討を要するというので、しかし事業としては継続妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、一部計画の見直しということを含めまして、そのように答申したいと思います。

5) 工業用水道事業(1件)の審査

- ・ 審議番号 15 加古川1期工業用水道改築事業

会 長

案件番号15番、加古川の工業用水道でございます。今日追加説明がございましたが、何かご意見はございますでしょうか。これも、事業継続ということで提案されております。水道管を途中でストップというのも確かに言いにくいことでございます。この審査会はその権限は持っているんですが、事業継続ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、議案3番の審査結果の協議に入りたいと思います。

前回までに審査いただきました案件につきましては、私と事務局の方でたたき台のもう一つたたき台のようなものをつくりまして、早急にお送りしたんですが、今日に間に合っていない方が大分いらっしゃったそうで、ごらんになった方はそれを参考にさせていただけたらと思います。今日審査いたしましたことは、まだ決まっていませんでしたので、今から10分ほど休憩いただきまして、その間に事務局と私とで相談して、たたき台のたたき台のようなものを準備したいと思います。

(4) 議案 3 公共事業等審査会審査結果(案)の協議

会 長

審議に入らせていただきます。

お手元にあります審査結果につきまして、ご審議いただきたいと思います。

これは、今日のも踏まえまして、書き込んだり書き込まなかったりしたものがございりますが、まず、事務局の方で朗読いただけますでしょうか。

事務局

それでは、公共事業等審査会の審査結果の案につきまして、読み上げさせていただきます。

(審査結果案朗読)

会 長

3ページ目、市街地再開発事業の1と2、相生と川西は、以前お配りした原案では、一たん休止とするという原案は「やむを得ないものである」という言葉遣いがしてあったかと思いますが、これについて委員、ご説明いただけますか。

委 員

本来、公共事業等審査会は、事業計画者ではありませんから、中立性を強く出さなければならぬのではないかと思います。したがって、「やむを得ない」というのは、やりたいという意味があってやむを得ないという判断になるので、「妥当である」というように1と2は直していただいた方がありがたい。

それともう一つ、「早期事業着手が望まれる」という審査会が望んでいるような表現はなるべく避けて、「望まれている」と客観的に、地元なり行政がそれを望んでいるんだと、それに対して審査会は妥当だという判断をしたというように、ほかにも我々が積極的にや

りたいんだけどもという文言にとられかねないところが若干ありますから、それを少し直していただいたらと思います。

(7)の林道整備事業のところでも、「必要な事業であることから」と書いてありますけれども、説明をそのようにされたので、なるほどと理解したという雰囲気に変えていただいた方が、我々としては客観性、中立性が保たれているような感じがするんです。

会 長

ついでに申し上げますと、相生と川西のところ、前回、私が審議をお願いしたときの発言で、事実上事業中止になるということを行ったように指摘を受けました。地元としては事業を中止してもらったら困る、休止だというご意見だそうなので、先ほどの話ではないですが、補助金が出なかったら中止だということではなくて、ここは一たん休止するというご理解いただきたいと思います。

ほかにご意見はございませんでしょうか。どんな小さいことでも結構です。

委 員

今、委員から出たことと私も同様の印象を持った部分が細かいところに幾つかございます。特に、新規事業の遠阪トンネルのところの記述、非常にシンプルなのは結構なんですけど、「有効活用することが効果的であり」ということは、この会でご説明を受けて納得させていただいたわけです。別にそれでストップしろということではありませんけれども、前回ご提示いただいた交通量の分析についてはちょっと疑問が個人的にはございますので、ここまで明快に断定するより、効果的であるというご説明に関しては考慮しつつオーケーを出しているという雰囲気を出していただけると、ですから端々のそういう点の表現にお気をつけいただくと、ありがたいなと思います。

委 員

(8)の農道整備事業、案件14番です。審査会の方では評価調書に対して意見を出すという形が当然だと思うんですけども、「今後の「一部計画見直しを含む継続」という形で評価調書を直されるということなのではないでしょうか。この文案ですとそのように読めるんですけども、あるいは、尼崎の森でされたように、以下の点に配慮されたいという意味で、一部計画の見直しの必要があればしていただきたいというふうになるのでしょうか。その辺がわからないので、どういうことになるのか教えていただきたいということが一つです。

それから、新規事業の尼崎の森の関係で、「今後事業を進めるにあたっては以下の点に配慮されたい」とありまして、その です。こういう言葉は多分日常にお使いになっているんだろうと思うんですけども、「なお、事業の具体化にあたっては透明性の確保に配慮されたい。」となっています。この「透明性」という言葉の意味ですが、事業をこのようにやりますよということを県民等に提供して情報の開示をしていくということだろうとは思いますが、透明性の確保というのは一般的な言葉なんでしょうか。ちょっと疑問に思いました。

会 長

佐のう地区の件は、結果的には同じですけれども、「一部計画の見直し」というのは、この審査会の意見として出すのか、あるいは農道整備の方の調書を訂正した形で出るのかということになると思います。

事務局

尼崎の森については、「透明性の確保」という言葉で言うておりますけれども、情報を十分にご説明申し上げまして、それで透明性を確保したいという意味でございます。

事務局

「住民への情報提供を積極的に行うなど」というような形で、例示を入れたらいい。

会 長

もっとわかりやすいようにした方がいいですね。住民ニーズをくみ上げるだけではなく、住民に対して事業者の方からも十分説明していくようにという。

委 員

それは語句の問題なんですけれども、佐のう地区につきましては、今言われたように、評価調書を訂正されるのか、あるいは評価調書はそのままで審査会の要望として出すのか、この2つがごっちゃの形にこの表現ではなっていると思いますので、その辺ははっきりしておかないとだめだと思います。

事務局

尼崎の森と同じような形で直させていただきたいと思います。調書を変えずに、「以下の点」という形でできたらお願いしたいということです。

委 員

審査会として要望したという形で、それでどうするのは次のステップと。調書を直すのだったら、予算の額、B/Cも変わるかもしれません。実際、カーブの多い農道ですから、どこを1車線、2車線にするかによって大分予算が違ってきますので、これはやっぱり審査会の意見を受けて、後で直していただいた方がいいと思います。

事務局

「一部計画を見直し」と書いてあるから、そういうことを前提として継続という形に文章を変えたらいいんじゃないですか。上に「一部計画を見直し」と書いてあるから、それを生かすような順番にしたらいい。

会 長

そうしたら、この審査会の意見として一部計画の見直しというのを出して、その意見を受けて見直すという形で進めていただきたいと思います。こここのところの文章は大分動いてまいります。

ほかにございませんか。本当に小さい、てにをはでも結構でございます。

委 員

大変小さいところですが、1ページ目、2節目の最後の部分で、「……などの視点から十分な審議を行った」とあります。確かに十分な審議なんですけれども、人によっ

て受けとめ方がいろいろありまして、これだけの短時間に我々としては十分な審議は行えなかったという見方もできますし、「審議を行った」だけでよろしいのではないのでしょうか。

会 長

ご指摘のとおりで、幾ら審議しても十分だとは言えない。「充分な」は抜きます。

委 員

もう一点は、2ページ目の最初の行ですが、こういう形で事業推進に努めてもらいたいということの後に、このフレーズについては、用地の問題等も取得計画等に絡んで出てきておりまして、やはりその点を少し明記していただけないかと思うんです。用語としまして、その後に、「特に用地取得等、事業執行をおくらせる要因については常に点検を行い、過去の事例を整理してより効果的な計画・実施手法の開発に努められたい」というような一文の追加をお願いしたいと思います。

会 長

ただいまのご意見について、いかがでしょうか。

委 員

私も、そういうことが添付できるならばということで。全般を通じて、なじみがないせいもありますけれども、B/Cの算定基準というのが非常にひっかかるんです。なるほどと承服できる部分もございますし、これは……という部分もございます。ですから、今とてもよい文案をおつけくださったんですけれども、今までのところはともかく、今後、便益計算等、すなわち公共事業の立案あるいは提起に関しての点検手法についても検討と整備をしていただきたいということを入れていただけるとありがたいなと思います。細かい文章はでき上がっていませんけれども、後でよければ案を出させていただきます。

委 員

B/Cのコストの方は割にわかるんですが、ベネフィットの方は国の統一基準みたいなものがあるって、これがさっぱりわからない。

委 員

それで、B/Cの結果だけがここに出ていますので、こうですと言われても、要するに神様からのお告げのように承って、私たちの判断というのはかなり危ないなという気もします。最後の段階でどう直せということではありませんけれども、具体的に申し上げますと、遠阪トンネルの交通量転換というのも、常識的レベルから考えると、これはあるのかなと思う部分があるんですね。そこまで出さないで、つついたから出てきたような部分だと思ってしまうんですけれども、その辺のところも今後心してやっていただければと。県政というか、これに関してのアカウンタビリティ・説明責任のところ、つつくと出さなきゃいけない部分だと思ってしまうので、今後おつくりになるときに心してやっていただけるとありがたいなと思います。文章はまた考えさせていただきます。

事務局

今、委員からご意見がございました。ただ、実は、我々としては今、用地買収とか住

民対応につきましても、現行の制度の中で精いっぱいいろいろな工夫をしております、これまでご説明した先行取得の制度とか組織改革によって、できるだけ効率的に事業展開をやっていこうとしております。さらに新しい手法を開発せよという条件までつけて義務づけられますと、ちょっと我々も、これから先何をするのかなという悩みがございます、これからはできるだけそういうつもりでやれという形にさせていただけたらと思います。

委員

「努められたい」ということです。

事務局

B / Cにつきましても、今、会長もおっしゃったように、実はBが非常に難しいんです。特に尼崎の森なんかは、一般的にどなたがお考えになりましても、どうしてBを出すのかということが実際にあるわけです。それで、Bについては、我々B / Cを評価調書の中に載せるという一つの義務的な意識を持ってしまして、そういう意味では、これは県民の方が一番先に、数字じゃなしにいろんなことでご判断されることだと我々は思っておりますが、やはりBを数値的に入れることになれば、そういう方法しかないかという数字を引っ張り出してきまして実は載せております。

明らかに便益の計算方法がはっきりしているものと、公園のように非常にBの出し方が難しい、我々が見てもどうして出すのだろうというものがあります。これは国もお困りになって、今日申し上げた説明でわかりにくかったかもしれませんけれども、要するに皆さん方が幾らぐらいのお金を出してならそういう都市内の公園に行くのかということいろんな統計で調べたものがございます。これは先生方が見れば非常にあいまいだと言われるかわかりませんが、それぐらいしかよるべきものがないものですから、そういうものでやっておりまして、それを余り義務的におっしゃられますと、我々も非常に難しいところでございます。

ですから、私は数字の根拠をおつけすべきであろうと思います。交通量にしても、それなりに科学的な根拠に基づいて転換量を出しておりますので、どういうことでそういう数字を出したかということは確かにご説明すべきであると思います。数字の根拠については、これからできるだけご説明できるように努力いたします。そういうことで何とかご了解をお願いしたいと思います。

会長

これはやはり知事あての答申なので、そこへ今ご指摘のことを書くのは難しいのではないかと。ただ、調書の方あるいは説明のときには、このBはこうやって出したという説明を要求すればいいと思います。

もう一点は、B / Cが非常に大きい、例えば15とか20であれば、民間がやればいいじゃないか、公共事業じゃないじゃないか、公共事業でやるのは0.5とか、むしろ赤字になるから公共でやるんだという考え方も一方にはあるんですね。そんなにもうかるのだったら何も県がやらんでもいいやないか、こういう時代だから民間にどんどんやらせてもら

たらいいじゃないかというのがある。B / Cで出されると、本当は困るんですね。

委員

私は、数字にこだわるのではなくて、逆に、数字にこだわり過ぎずに、もう少し言葉で県民の思いとかニーズをご説明くださってアピールしてもよいと思うんです。学問の世界もそうなんですが、数字にとらわれ過ぎて説明しようとする、かえって間違った結論が出てくることがままありますので、B / Cにこだわったご説明ではなく、むしろ望む部分とか、こういう点の優位性とか利点があるということを言葉でご説明いただければ、それでも十分だと思います。

会長

ただいまのご意見につきましては、答申文には書かないで、今後、調書をつくられるときに、B / Cを書いておかれてもいいですけども、余り数字にとらわれずに説明をしていただきたいということで、よろしゅうございますか。

ほかにございますでしょうか。

委員

3ページ目の(1)の1番、相生駅前地区の最後のところで、「有効活用に努められたい」ということですが、実際上どうするのかわからない。その次の中央北地区に関しましても、最後のところで「……踏まえつつ柔軟な対応に努められたい」ということなんですけれども、もう少し具体的に、例えば前者につきましては、有効活用を関係団体に働きかけるよう努められたいとか、後者につきましては、こういう意見を踏まえつつ検討を加え、関係ディベロッパー、これは阪急電車とかいろいろ、計画と関連する可能性もありますので、そういうディベロッパーの紹介等、準備組合への働きかけも必要であろうというように、具体性を持たせることは可能なのでしょうか。

事務局

1番の相生の方ですが、先ほどおっしゃっていただきましたような関係機関を含めて、例えば働きかけということであれば、土地所有は組合員が権利者ですから、そういったことを我々としても権利者に伝えていくということでは可能かと思えます。

2番目の川西中央北ですが、関係権利者につきましては、既に準備組合の方で、ことは県の補助ではなくて市の助成により委員会をつくり、現在検討もされています。そういった意味で、「柔軟な」という言葉が適切かどうかわかりませんが、適切に計画の見直しを図ってやっていくという意味では、ここに書かれていることにつきましては既にやっていることということでの対応は可能かと思っております。

会長

では、「努められたい」というのは、もう少し具体的に、今、委員からご指摘のあったことを踏まえて書き直すということによろしゅうございますか。

委 員

もう一点、河川事業についてお聞きしたいんですが、(3)の6です。前回お話があった3分の1とか5分の1とか、そういう治水安全度に関しては、もう少し市民に知らせることは可能なのか。ここに「実績図の地域住民への周知等」という記載があるんですけども、より具体的に、治水安全度の公表とか、そういうことは実質上可能かどうか。

事務局

河川の流下能力、治水安全度は計算してございますので、一般市民の方々に公開していくことは可能だと考えております。

会 長

ハザードマップの配布は非常に重要だと思うんですけども、結局、県が配布手段というか、広報手段を持っていない。結局、市の広報紙に頼らなければ仕方がない、あるいは予算がついても、配布は新聞屋さんに頼まないと仕方がないというところで、これは県全体として弱いのではないかという気はしているんです。じゃあどうしたらいいかといったら、私もよくわからないんですが。

委 員

ハザードマップについては、各市町村はどんどん公表していつているかと思えますし、そういう点で一般住民への情報量が増えているという状況かと思えますけれども、治水安全度に関しては、3年に1遍とか5年に1遍という数字があらわれますので、少々パニック的になり得ないかという心配もあります。だけど、やはりそれは知っておくべき情報かと思えますし、そういうことが知らされるならば、河川事業への要望も県民の期待も非常に大きくなってくるのではないか、どんどん事業の推進が図れるのではないかと思えます。ぜひそういう情報を提供されたいかがかと思えます。

会 長

これは、河川事業だけではなく、高潮対策とか、あるいは地すべり対策とか、みんなに共通してくるわけです。その地域地域で特色がありますので、県全体の広報みたいなものを出してもなかなか読んでもらえないかもしれませんが、その辺は全体として考えていただきたいと思えます。

河川事業のところは、最後が「努めること。」になっていますが、これでよろしいですか。もっと具体的にしなくても。

委 員

一人の方がずっと読んでいくと、同じトーンで書いていただかないと、いろいろ入ったら余計がたがたしてくるような感じがします。

会 長

ほかにご意見はございませんでしょうか。

今、いろいろとご意見をいただきました。それから、今日は5人の方が欠席でございますので、その方々の意見も入れなければならぬと考えております。したがって、今日

欠席の方のご意見を含めまして修正をし、全員にもう一度お配りいたします。そして、後で出ます答申の日付の問題がありますので、時間を切ることになるかと思いますが、もう一度目を通していただいて、ここはおかしいじゃないかというようなお返事をいただきまして、本当の案をつくりたいと考えております。

お忙しいところ、宿題を重ねるようで申しわけございませんが、事務局の方から送らせませす。たしかここはこういうことを言ったはずなのに抜けているというのものもあるかと思えます。わざと抜いたものも実はございます。その辺もお聞きいただいて、今、委員からございましたトーンの問題もあると思えますし、とりあえずお目通しいたいて意見を出していただき、それをもとにしてもう一度書き直した最終的なものをまたお送りすることにしたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今後の進め方につきまして、今私が申しましたこと以外のことを事務局からお願いします。

事務局

審査は今日で最終としますが、審査会の結果につきましては、12月10日前後に県の方に提出していただきたいと考えております。

会長

今、12月10日前後というお話がございました。先生方には、これの案をお送りするときに時間が決まっていると思えますので、その時間にお手すきでしたら、お立ち会いいただいたら非常にありがたいんですが、ご無理をお願いすることをもう一つつけ加えておきます。

司会

会長初め皆様、どうもありがとうございました。終わりに当たりまして、県土整備部長からごあいさつ申し上げます。

3 県土整備部長あいさつ

4 閉会